

省エネ家電買替促進事業の実施について

1 事業の目的

家庭において、消費電力が大きい冷蔵庫とエアコンを省エネルギー性能の高いものへ買替を促進することで、高騰している電気代負担の軽減を支援するとともに、脱炭素社会の実現に近づけることを目的に実施します。

2 対象者

市内在住で、市内の家電販売店等で対象家電を買い替えした個人
(事業者は対象外)

3 対象家電

家電	条件(全て満たすこと)
冷蔵庫	省エネ基準達成率が100%以上(目標年度2021年度)
エアコン	省エネ基準達成率が100%以上(目標年度2027、2029年度)

※ 買替台数の制限なし(冷蔵庫・エアコンの重複可)
家電を撤去した住民票上の住所地に設置した場合のみ対象

4 期間

購入期間：令和5年6月12日(月)～令和5年8月13日(日)
家電設置期限：令和5年8月31日(木)
申請期限：令和5年8月31日(木)必着
※ ただし、予算額(1億4千万円)に達した時点で受付終了

5 助成率

受取の方法	助成率等
ウェルビーポイント	購入価格の20%(千ポイント未満切り捨て)、 上限6万ポイント
現金(補助金)	購入価格の15%(千円未満切り捨て)、 上限5万円

6 申請の流れ

- ① 家電販売店等で対象家電を購入(令和5年6月12日(月)～8月13日(日))
- ② 家電販売店等から申請書入手(市HPでも入手可能)
- ③ 購入した家電を設置(家電リサイクル券の控え入手)
- ④ 申請書類を省エネ家電買替促進事業事務局へ提出(郵送可)